



令和4年度(令和5年度実施) 自動車整備配分事業 募集概要

配分目的	長野県内における社会福祉施設等の利用者の送迎、地域住民の送迎などの充実を目的として、事業に必要な福祉車両等の新車の購入に対して配分します。																																															
対象団体	社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人、市町村社会福祉協議会【配分規程第2条(1)に定める者】																																															
対象事業	(1) 上記対象団体の施設・地域活動支援センターが実施する利用者の移送及び就労等事業 (2) 市町村社会福祉協議会が実施する次の事業 ① あらかじめ登録した会員を対象とした移送サービス事業 ② 住民への福祉車両貸出事業 ③ 地域福祉推進に資する事業、生活支援活動に係る事業 (3) その他本会が特別に認める事業																																															
対象外事業	長野県共同募金会のホームページの配分規程第5条に定める事業を参照してください。 例) ・事業の経営が、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業、営利を目的に行っていると認められる事業、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりのある事業 ・介護保険法の適用における指定介護保険事業(介護保険法でいう施設サービス以外の事業で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。) ・申請時に既に着手している事業																																															
配分類等	配分限度額：別表 配分率：配分対象経費総額の75%以内(万円未満切捨て) [対象経費] 車両本体価格、本会が必要と認めた改造・内装・設備、本会指定の配分明示ペイント代 [対象外経費] 登録諸費用(自動車税等、リサイクル料及びこれらに係る消費税)、付属品等の費用 ※車両本体価格等の値引きがある場合は、配分対象経費総額から値引き額を除きます。 ※更新(買い替え)の場合は、別表のとおり年数及び走行距離の条件があります。 また、下取り価格がある場合は、配分対象経費総額から下取り価格を除きます。																																															
募集期間	令和4年(2022年)4月15日(金)～6月10日(金)																																															
申請方法	配分を希望する団体は、申請書に必要な書類を添付し、長野県共同募金会に郵送により提出してください。申請書等は、配分委員会の審査資料としてそのまま複写して使用します。																																															
申請書等 入手先	長野県共同募金会ホームページ https://www.akaihane-nagano.or.jp/																																															
申請書等 送付先	社会福祉法人長野県共同募金会 〒380-0871 長野県長野市西長野143-8 長野県自治会館内 TEL 026-234-6813 FAX 026-234-3024 E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp																																															
配分決定	本会配分委員会において配分審査の後、令和5年3月開催の理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分を決定し、配分決定となった団体には決定通知書を交付します。 ※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、募金及び配分の日程等が変更になる可能性があります。																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">令和4年(2022年)</th> <th colspan="3">令和5年(2023年)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">申請受付 4月15日(金)～ 6月10日(金)</td> <td colspan="3">配分審査 配分委員会等の審査、配分団体の選定 配分計画及び募金目標額の決定</td> <td colspan="3">赤い羽根共同募金運動 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)</td> <td colspan="3">配分決定(3月下旬) 配分委員会の承認 理事会及び評議員会の決定</td> </tr> </tbody> </table>									令和4年(2022年)						令和5年(2023年)						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	申請受付 4月15日(金)～ 6月10日(金)			配分審査 配分委員会等の審査、配分団体の選定 配分計画及び募金目標額の決定			赤い羽根共同募金運動 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)			配分決定(3月下旬) 配分委員会の承認 理事会及び評議員会の決定					
令和4年(2022年)						令和5年(2023年)																																										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																					
申請受付 4月15日(金)～ 6月10日(金)			配分審査 配分委員会等の審査、配分団体の選定 配分計画及び募金目標額の決定			赤い羽根共同募金運動 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)			配分決定(3月下旬) 配分委員会の承認 理事会及び評議員会の決定																																							
事業実施 期間	令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日																																															
留意事項	○配分申請にあたり、長野県共同募金会ホームページの「配分規程」及び「配分要領」を確認してください。 ○法人で複数施設の申請を行う場合は、申請書左上余白に申請順位を記入してください。 ○配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することはできません。 ただし、同一申請者が複数の施設を経営している場合は、配分決定となった施設以外の施設に係る事業であれば翌年度も申請できます。 ○社会福祉施設等整備配分事業、自動車整備配分事業、県域社会福祉団体配分事業、中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の重複申請はできません。																																															

[配分限度額の区分]

種 類	特別装備	概 要	排気量等 (cc)	限度額 (千円)
車両Ⅰ	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700
車両Ⅱ	スロープ式車いす仕様	車両に装備したスロープ、またはリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下	1,500
			661～1500	1,800
			1501～2000	2,500
			2001～3000	3,300
車両Ⅲ	リフト式車いす仕様	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下	1,500
			661～1500	1,600
			1501～2000	2,300
			2001～3000	3,000
車両Ⅳ	特別装備のない車両		660以下	800
			661～1500	1,200
			1501～2000	1,700
			2001～3000	2,300

[車両の更新(買い替え)要件]

- (1) 配分の対象となる自動車は新車のみとする。
- (2) 排気量 660cc 以下、初度登録から 10 年が経過、又は走行距離 10 万km以上の車両である。
- (3) 排気量 661～1,999cc、初度登録から 13 年が経過し、走行距離 13 万km以上の車両である。
- (4) 排気量 2,000cc 以上、初度登録から 13 年が経過し走行距離 15 万km以上の車両である。
- (5) 上記(2)～(4)に該当しないが、相当な老朽化や重大な故障の発生など、特に更新の必要性が高いと判断される場合。